

出でもあり所轄八幡警察署に於て一應調停に應じたるも其の主
張一致せず、次いで市會議員竹尾鑑吉並に前社長大塚與三郎等
に依頼したるも解決難を見越して拒絶され、更に戸畑市所在自
動車學校長に調停を依頼したので同人は十二月二十八日以来數
回に亘り社長と會見接衝したるも會社側の態度強硬の爲遂に妥
協放らず調停打切りを言明したのである。然るに従業員側にあ
りては年末の切迫と共に生活の困窮する者もあり、對策協議の
結果三十一日午後七時代表者六名を以て會社へ給料支拂の要求
をなしたるも、支拂日（毎月二日）以外の支給を拒絶され漸や
く給料中より三百圓の貸與を受けたのである。
かくて従業員側の態度漸やく軟化し一月一日より就業を申出で
たるも、會社側では新規採用従業員との關係上就業を拒んだ爲
に會社側との間に抗争ありたるも警察當局の警告にて事なきを

得たのであるが、争議現に一箇月に亘り此の儘放任するを得ざ
る状態となつたので、所轄八幡警察署は一月五日双方の代表者
を招致して解決方を懇諭するところあり、會社側では翌六日重
役會を開催して解決案を作成し警察に提出して之れを中心とし
方折衝したるも互に譲らず、遂に警察當局に白紙一任すること
となり同日午後六時に至り漸やく左案を以て解決せり。

十一、
解決條件

- 1、諸要求を撤回すること但し訴訟取下を含む
- 2、七名（訴訟を提起したる者）は辭表を提出し會社の處置を待つこと
- 3、七名以外は會社に陳謝し、目下出願中の車輛五臺が増車許可の上其の運轉をなす迄新入社の運轉手車掌と一日交替にて乗車就業すること